

- 2 判定は、指令で行う。

(判定の通知)

第二十一条 判定の通知は、判定書の正本を審査申立人及び実施機関に送付して行う。

(証拠書類等の返還)

第二十七条 人事院が判定を行つたときは、委員会は、補償法第二十六条の規定により提出させた文書その他の物件及び第十八条の規定により提出された証拠書類その他の物件を速やかにその提出人に返還しなければならない。

第三章 福祉事業の運営に関する措置の申立て

(措置の申立ての方式)

第二十八条 措置の申立ては、福祉事業措置申立書（以下「措置申立書」という。）正副二通を提出してしなければならない。

(措置申立書の記載事項)

第二十九条 措置申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 措置申立人の氏名、生年月日及び住所並びに公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員との続柄又は関係

二 公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員の氏名並びに災害発生当時に占めていた官職及び勤務していた官署又は事務所

三 福祉事業に関する実施機関の通知の要旨及び年月日

四 措置の申立ての趣旨及び理由

五 措置の申立ての年月日

(質問、報告等)

第三十条 委員会は、審理のため必要があると認めるときは、措置申立人若しくはその他の関係人に対して、質問し、報告を求め、若しくは証拠書類その他の物件の提出を求め、又は公務上の災害若しくは通勤による災害を受けた職員の医師の診断を受けることを求めることができる。

第三十一条 委員会は、審理のため必要があると認めるときは、実地調査を行うことができる。

第三十二条 委員会は、必要があると認めるときは、調査員に、第三十条に規定する質問をさせ、又は前条の調査を行わせることができる。

(判定)

第三十三条 措置の申立てが理由がないときは、人事院は、判定で、当該措置の申立てを棄却する。

2 措置の申立てが理由があるときは、人事院は、判定で、実施機関に対し、当該措置の申立ては、判定で、実施機関に対し、当該措置の申立てを棄却する。

てに係る福祉事業の運営について適切な措置をとることを指示する。

- 第十二条から第十八条まで 第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十六条の規定は、措置の申立てについて準用する。

**附 則（平成七年九月二九日人事院規則
一六一三一二三）抄**

（施行期日）

1 この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月一七日人事院規則一三一三）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年三月一七日人事院規則一三一三一一）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日人事院規則一三一三一一）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。